

条件明示書

(令和7～9年度 広島高速空調・換気設備点検業務)

第1 業務の積算について

1 積算基準

- 建築保全業務積算基準 令和5年版

2 歩掛り

- 建築保全業務積算要領 令和5年版(2023年11月8日改定)
(以下、「積算要領」という)

3 労務単価

- 令和6年度建築保全業務労務単価

4 旅費・交通費について

- 点検に関する旅費・交通費は業務管理費で計上している。

5 業務管理費及び一般管理費等

- 対応した機器に応じ、積算要領の区分により積算を行う。

6 その他

- 土木工事設計資材単価表(広島県 令和7年1月改訂)

ただし、上記積算資料にない資材単価は、物価資料(建設物価・積算資料)の令和7年1月版によるものとする。

第2 点検作業について

1 施工時間帯

- (1) 昼間作業 8時30分から17時15分まで(準備・後片付け等を含む)
- (2) 規制作業 9時00分から16時30分まで(準備・後片付け等を含む)

2 関連業者

受注者は、本業務と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。

- (1) 公社保守業者(電気通信設備保守点検、ETC 設備保守点検等)
- (2) 公社交通管制業者
- (3) 公社が発注する工事・業務の施工業者
- (4) その他関連業者

なお、本業務の受注者には、ETC 業務用プレート及び作業用通行証を貸与する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。また、ETC 業務用プレートを発行する場合、1枚ごとに発行手数料が別途必要となる。さらに、作業用通行証を使用した場合、1か月毎に使用状況を所定の様式で報告しなければならない。

3 道路使用許可

道路使用許可申請書は、作業前までに広島県警察(業務対象場所の管轄署)に提出し許可を得なければならない。なお、点検報告提出時に県警受理印の書類(写し)を提出すること。

道路使用許可申請書が必要となる点検等は、「道路上に車両の駐停車が必要となる点検(料金を含む)」とする。なお、空調設備等の緊急対応に対応するため、5月から10月までは必須とする。